

市役所からのお知らせです

り災証明書の申請について

令和元年台風第15号により家屋などに被害を受けられ、個人で加入している建物保険の請求などで必要な方に、り災証明書を発行しています。

被害写真などをご持参のうえ、市役所1階税務課8番窓口までお越しください。

- 受付時間 平日8時30分から17時15分まで
- 持参するもの ①被害写真（印刷したものを提出してください）
②印かん（三文判、朱肉をつけるもの）
③身分証明書（運転免許証など）

申請者、り災者が異なる場合は委任状が必要となる場合があります。

※り災証明書は、災害にあった人の申請によって、家屋などの被害状況を自治体が証明するものです。

問い合わせ先
銚子市役所税務課
0479-24-8953

災害ごみの取扱について

台風第15号の被害による家庭から出た災害ごみを清掃センターで受入れます。「り災証明書」及び「一般廃棄物処理依頼書」の交付を受けると処理料が免除されます。清掃センターで処理できない災害ゴミもありますので、詳しくは清掃センターへ確認してください。

- 清掃センター 月曜日から土曜日の午前9時から16時まで
受付時間
- 持参するもの ①り災証明書（税務課で交付）
②一般廃棄物処理依頼書（生活環境課で交付）
※②は平日8時30分から17時15分まで
生活環境課で交付します。

問い合わせ先
銚子市役所生活環境課
0479-24-8910
清掃センター
0479-23-0075